

会員各位

令和5年（2023年）3月10日

つくばスマートシティ協議会

## 議案書

会長より以下の議案について提案がありましたので、審議をお願いいたします。

令和4年度第4回臨時総会

決議事項

第1号議案

「規約の改正について」

## 【第1号議案】

### 規約の改正について

規約第21条第3号の規程に基づき、規約の改正について審議願いたい。

資料 つくばスマートシティ協議会規約の改正について  
つくばスマートシティ協議会規約 新旧対照表

#### 【参考】

規約（抜粋）

（権限）

第21条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 規約の改正
- (4) 毎事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 毎事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 解散
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他この規約に定める事項

（決議）

第22条 総会の決議は、この規約に別段の定めがある場合を除き、会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 規約の改正
- (4) 解散

## つくばスマートシティ協議会規約の改正について

つくばスマートシティ協議会規約の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

3 年会費の額は、300,000円とする。ただし、次の各号に掲げる会員の年会費の額は、100,000円とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者
  - (2) 法人税法（昭和四十年法律第二十八号）第2条第6号に規定する公益法人等
  - (3) 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等
  - (4) 法人税法第2条第8号で規定する人格のない社団等
  - (5) 法人税法第2条第9号に規定する普通法人（通算法人を除く。）のうち、各事業年度終了の時に於いて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの
- 第11条第1項中「2名」を削り、同条第2項中「茨城県知事及び」を削る。  
第12条中「共同して」を削る。  
第14条中「のいずれか」を削る。

## 附則

（施行期日）

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

## ○第7条第2項

中小企業基本法に規定する中小企業者と同様に、法人税法における法人税の軽減税率が適用されている法人又は人格のない社団等に該当する会員に対して、年会費の減額措置を講じることで、経営規模に応じた年会費の公平な負担を担保する。

## ○第11条第1項、第12条、第14条

茨城県から令和5年3月31日付で退会届が提出されたことに伴い、茨城県知事について会長としての職を解く必要がある。

